

2012年度地方財政計画の特徴とこれからの課題 震災復興、税制改革と地方財源確保、地域主権改革の推進の3本柱

澤 井 勝

はじめに

2011年12月24日に2012年度の政府予算案が閣議決定された。一般会計予算は90兆3,339億円（前年度当初は92兆4,116億円）だが、震災復興のための事業を別枠で計上した「東日本大震災特別会計」3兆7,754億円を設けている。また基礎年金国庫負担の財源を確保するための交付公債2.6兆円をこれも一般会計外で発行する。国債収入は44兆2,440億円でこれは前年度の44兆2,980億円よりわずかに少ないが、国債依存度は49.0%と高くなっている。

これに先立って同日、「平成24年度地方財政への対応」が決まり、公表された。これは、従来は「地方財政対策」と呼んでいたものだが、こちらも「通常収支分」と「東日本大震災分」とに分けて示された。「通常収支分」はその規模が81兆8,700億円程度で前年度比6,400億円（0.8%）程度小さい。「東日本大震災分」は震災復興特別交付税6,855億円、緊急防災・減災事業6,300億円程度である。

通常収支の地方税収と地方交付税などを合算した「一般財源総額」は59兆6,241億円で0.2%の増。地方交付税の総額は17兆4,545億円で0.5%の増となっている。地方税収は35兆9,184億円で、これは1.0%の増である。臨時財政対策債は6兆1,333億円で2011年度の6兆1,593億円より260億円少ない。これは既往の臨時財政対策債元利償還分、及び臨時財政対策加算に対応する分の合計である。

つまり、東日本大震災の直接事業費を別にして、ほぼ前年度並みの地方財源を確保したという状況である。

このような2012年度の予算編成と地方財政対策には三つの柱がある。一つは、震災復興・復興事業への取り組みである。この被災地域（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、

千葉の各県とその災害救助法適用市町村、及び長野県栄村、埼玉県加須市、久喜市、新潟県十日町市、津南町である）での復旧・復興事業への財源保障の主な柱は、「震災復興特別交付税」6,855億円と国庫支出金1兆772億円（うち震災復興交付金2,842億円）である。

第二は、昨年からの懸案である子ども手当の改正とその財源負担割合の問題がある。これについては、ようやく法定化された「国と地方の協議の場」での議論で、政府の当初案である国1対地方1という案を、厚労省関係の補助金の一部を一般財源化するなどの措置を踏まえ、最終的には国2対地方1とした。

第三には、直接財政問題になっているわけではないが、これも懸案だった「義務付け・枠付け廃止・緩和」法案も2011年の4月に第一次一括法、8月に第二次一括法が成立したことである。これによって今後、これら一括法の定める国の政省令による基準を条例によって規制するための作業をすすめることが求められる。また、都道府県の事務権限のうちこの一括法によって市町村に移譲された事務をどう推進していくかも問われる。

そこで以下、この震災復旧・復興への財源措置と地方財政対策、及び地域主権改革の進行状況から整理しておくことにしたい。

I 2011年度中の追加的財源措置と地方制度改革

1. 3・11以後の追加的財源対策

(1) 当初の地方財政対策 地方交付税の繰り上げ、特例交付

3・11東日本大震災の発災後、3月22日に2010年度分の特別交付税759億円を交付。4月1日には、2011年度の普通地方交付税を4月分と6月分を繰り上げ交付した。被災団体の4月の概算交付6,213億円、6月分の繰り上げ交付分3,553億円を合計した9,767億円。被災団体以外は4日に概算交付を行っている。

4月8日には、特別交付税の交付についての特例法が3月末に決まったことから、通常時の交付時期を前倒しし、特別交付税の一部、762億円が配分された。また4日、子ども手当・児童手当地方特例交付金と減収補填地方特例交付金1,553億円が繰り上げて交付された（都道府県・市町村分合わせて1,553億円）。

（なお、特別交付税制度については、2011年度から特別交付税の割合を6%から5%に下げ、2012年度に4%にまで下げるとする見直しが提案されていた。今回の災

害を受けて、特例法によってこれを3年間延期することとした。すなわち、2014年度に5%に、2015年度に4%に特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税にその分、移行する。)

その後、5月31日に被災自治体に7,781億円の特別地方交付税を6月に特例交付すると発表。6月8日には2011年度の普通交付税の9月分4,409億円を繰り上げ交付した。9月2日には普通交付税の定例交付2,620億円、9月16日には11月分の普通交付税4,506億円の繰り上げ交付を行った。また9月20日には特別交付税の第2回特例交付1,748億円を実施している。

(2) 第一次補正予算

2011年度の第一次補正予算案と歳入を裏付ける特別措置法が4月30日の衆議院本会議で全会一致で可決され、参議院に送付された。5月1日から参議院で審議され2日に成立している。予算総額は4兆153億円。道路や港湾などの公共事業に1兆2,000億円、仮設住宅の建設に4,800億円、がれき処理に3,500億円、自衛隊や消防の活動費など8,100億円。このほか、災害対応の特別交付税1,200億円を増額している。

財源としては主に歳出カットで対応している。まず基礎年金国庫負担金の特会繰り入れの減額2兆4,897億円のほか、子ども手当の上乗せ分撤回で2,083億円、高速道路料金の1,000円もやめて1,000億円など。今年度予備費8,100億円も投入した。これらによって国債の追加発行は回避した。

このため一般会計の増額は3,051億円となり、一般会計の予算規模は92兆7,167億円となった。

(3) 第二次補正予算

7月25日、2011年度第二次補正予算が成立した。第一次補正予算で足りなかった分を追加するというニュアンスだとされている。総額1兆9,988億円。原子力損害賠償法関係2,754億円、被災者支援関係費3,774億円（このうち二重債務問題対策に774億円を計上）、東日本大震災復旧・復興予備費8,000億円、地方交付税5,455億円など。この地方交付税のうち4,600億円が特別交付税（第一次補正後1兆1,624億円となっている）に加算される。また1,000億円は2012年度に繰り越される。

財源は前年度剰余金受け入れ1兆9,988億円（うち財政法第6条剰余金1兆4,533億円、地方交付税財源5,455億円）となっている。国債の追加発行はない。しかし、決

算剰余金1兆4,533億円は財政法第6条第1項によって、その2分の1を下らない金額を翌々年度までに借入金の償還財源とすることとされている。このために今回9年ぶりに特例法で全額を第二次補正予算の財源としたのはイレギュラーで、表面上は国債発行していないが、実際は発行をしていることと変わらない、という批判もある。

(4) 復興の基本方針

東日本大震災復興基本法が2011年6月24日に成立し、翌日の25日には東日本大震災復興構想会議が提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」を出した。これに沿って、7月29日に政府の東日本大震災復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針」をまとめた。

この「復興の基本方針」では復興期間を10年としている。その当初5年間で「集中復興期間」と位置づけている。復興施策は、①復興の三つの柱として、災害に強い地域づくり、地域における暮らしの再生、地域経済活動の再生、を挙げる。②大震災の教訓を踏まえた国づくり、③原子力災害からの復興、からなる。

「復興の基本方針」では、復興の事業規模と財源確保についても述べている。復旧・復興の事業規模は国と地方の公費分で、10年間の復興期間に、少なくとも23兆円程度と見込んでいる。このうち2011年度から2015年度までの5年間の「集中復興期間」には19兆円（第一次、第二次補正含む）が必要とされた。集中復興期間における今後の必要財源は、第一次補正と第二次補正分を19兆円から除いた13兆円と、第一次補正予算に流用された基礎年金の積立財源2.5兆円の補填分を合わせた15.5兆円とされた（8月11日改正方針）。なおこれらには原子力損害賠償法などに基づく事業者が負担すべき額は含まれていない。

(5) 第三次補正予算

菅首相から野田首相への交替と、野党との調整や修正などで見込みより大幅に遅れて、11月21日、2011年度第三次補正予算が成立した。総額12兆1,025億円。災害救助等関係経費941億円、公共事業等の追加1兆4,734億円、災害廃棄物処理事業費3,860億円、災害関連融資関係経費6,716億円、地方交付税（被災地の地方負担分に充てる震災復興特別交付税）1兆6,635億円、使い勝手のよい一括交付金（東日本大震災復興交付金）1兆5,612億円、原子力災害復興関係経費3,558億円、全国防災対策費5,752億円、その他の東日本大震災関係経費2兆4,631億円（生産・研究開発拠点の立

地補助金5,000億円、雇用対策3,780億円、住宅関係3,112億円、節電エコ補助金2,324億円、水産業の復旧・復興1,576億円、自衛隊施設及び装備品等の復旧1,470億円、医療・介護・福祉等1,231億円、森林・林業の復興1,400億円など）。第一次補正予算の財源とした年金臨時財源の補填に2兆4,897億円。台風12号による災害対策費3,203億円。財源としては、復興債が11兆5,500億円であり、その他予備費の減額2,343億円が主なものである。

11月30日、この第三次補正予算の災害復旧・復興のための復興債とそのための復興特別税を定める「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」など関連5法が成立した。

復興債の収入をもって充てられる費用の財源は、復興特別税、財政投融资剰余金、JT及び東京地下鉄の株式売却益、国有財産処分収入、その他の税外収入、それに歳出削減とする。

復興所得税は2013年1月から25年間、2.1%の付加税（2013年から2037年まで）を課す（500万円の年収で夫婦二人で年間1,600円程度）。個人住民税の均等割を2014年6月から10年間、年に1,000円増税する。復興法人税は2011年度税制改正での30%の税率を25.5%に引き下げる措置をとったのち、それに2012年度から3年度間、税額に対して10%の付加税を課す。当初案にあった復興たばこ税は課税しない。復興債の償還期限は最初は10年としていたが、自民党案を容れて25年となった。復興税は復興債の償還とともに広範な復興事業に充てることができるとされている。

なお、所得税と法人税の復興臨時増税分については、全て別会計処理して復興債の元利償還財源とすることとされ、地方交付税の対象としないこととされている。

補正予算編成の考え方の基本には、被災地方自治体の負担をゼロにすることと、多様な復興プランに対応でき、かつ機動的に対応できることがあった。このために地方交付税とは別枠での「復興特別交付税」1兆6,635億円を創設した。第一次、第二次補正予算の地方負担分や、地方税の減収分もカバーするという位置づけ。

また、ハードなインフラストラクチャの再興のために、縦割りを超えた「使い勝手の良い」補助金として、「東日本大震災復興交付金」1兆5,612億円も創設した。5省40事業について内閣府に一括計上している。ソフト事業も対象となる。

(6) 第四次補正予算(案)

12月20日、政府は第四次補正予算案2兆5,345億円を閣議決定。義務的経費(災害対策、生活保護)1,406億円、高齢者医療・子育て・福祉等、国連分担金、中小企業資金繰り対策、などの追加経費2兆331億円、地方交付税3,608億円(法定分増収、なおこの交付税は第二次補正予算の1,000億円と合わせ2012年度交付税財源に繰り越す)。財源は増収1兆1,030億円、国債費の不用額1兆2,923億円など。2012年1月招集の第180通常国会に上程された。

この結果、2011年度一般会計予算の規模は107兆5,105億円にのぼり、過去最大の予算となった。

また、四次にわたる補正予算の単純累計は20兆6,511億円となる。この中には第二次、第四次の地方交付税合計4,608億円のように翌年度に繰り越される財源も含まれている。また全国防災対策費や環境対応車普及促進費などの被災地への復興事業以外の事業も含まれ、災害復旧事業としては累計で18兆円程度とも言われる。

2. 修正されようやく成立した「地域主権改革」＝「分権改革」3法案

(1) 第一次一括法の成立

2012年4月28日の参議院本会議で、「地域主権改革」3法案が成立した。第一は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第一次一括法)である。児童福祉法など41法律について、施設等の設置管理基準を基本は都道府県条例に委任。協議、同意、許可・認可・承認を届出などに緩和、廃止。計画等の策定義務付けの緩和も行う。

そして菅内閣が総辞職した8月30日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第二次一括法)が参議院本会議で成立している。基礎自治体への権限移譲が未熟児の訪問指導など47法律。義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、協議等の廃止、計画策定義務の廃止などが160法律。全部で188法律(重複分が19法律)となっている。

そして4月28日には、「地域主権改革」3法案の二つ目、「国と地方の協議の場に関する法律」が参議院本会議で成立した。官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、及び地方六団体代表(各1人)を構成員とする。内閣総理大臣はいつでも出席

できる。招集は内閣総理大臣だが、議員は総理大臣に招集を求めることができる。協議対象は「地方自治に関する事項」である。

また同日の参議院の本会議で、地方自治法改正法が成立。議員定数の上限の撤廃。法定受託事務についても、条例で議会の議決事件として定めることができるようになった。行政機関の共同設置ができる範囲を第138条第1項の機関にも拡大する。全部事務組合は廃止する。市町村基本構想策定の義務化を撤廃した。予算決算の報告義務、条例制定改廃報告義務の撤廃、など。直接請求代表者の資格制限の創設。署名活動をした公務員に対する罰則規定を追加するなど。

(2) 法定された「国と地方の協議の場」

「国と地方の協議の場」法案はもともとは2010年4月に鳩山内閣が第174通常国会に提出したものである。このときはまず参議院で審議が行われ、参議院を通過後、衆議院に送付され、5月25日に趣旨説明が行われたが審議は行われなかった。第175、176臨時国会では審議されず、2011年の通常国会で審議が再開されたものである。

このように店晒しになっていた「国と地方の協議の場」法案が成立したあと、6月13日に法定後の初会合を開いている。社会保障と税の一体改革における地方消費税の扱いと、東日本大震災の復興について協議した。山田啓二全国知事会会長らは、消費税増税分に地方の取り分を全く考慮しない一体改革の原案のままなら反対する意向を強く表明した。枝野官房長官は、地方の理解をうるためのプロセスが必要とし、修正協議に応じる意向を表明した。なお、年に4回程度開催する予定とされた。しかし、2011年中には次のような開催経過となっている。

- 10月20日 「国と地方の協議の場」第2回会合が開かれる。2012年度予算概算要求、2011年度第三次補正予算について協議した。
- 11月17日 「国と地方の協議の場」「社会保障・税一体改革分科会」（第1回）が開かれる。
- 11月29日 「国と地方の協議の場」第2回臨時会合が開かれる。小宮山厚労大臣が、まず先月上旬に示した厚労省案について「やり方に失礼があったならまずお詫びする」とした。その上で子ども向け手当の国と地方の財源負担割合を1対1とし、年少扶養控除見直しに伴う地方増収分を

充てることで地方負担を倍増する厚労省案を提案。山田啓二全国知事会会長らは、とうてい受け入れられず、地方の意見を踏まえて再提案すべきとする共同文書を提出。地方の増収分の使い途を国が勝手に使おうとすることに強く反発している（自治日報）。

- 12月8日 「国と地方の協議の場」「社会保障・税一体改革分科会」（第2回）が開かれる。税と社会保障の一体改革などについて協議した（自治日報）。消費税増税分の地方への配分について、地方単独事業の取り扱いで大きな開きがある。厚労省は総務省が消費税増税配分の対象とした6.2兆円の地方単独事業について、消費税増税の配分対象となるのは3.8兆円から5.1兆円程度とし、さらに2.6兆円まで絞れると主張したが、根拠となる資料を示さず、地方側から厳しく批判される。
- 12月12日 「国と地方の協議の場」「社会保障・税一体改革分科会」（第3回）が開かれる。
- 12月15日 「国と地方の協議の場」第3回会合が開かれる。
- 12月20日 「国と地方の協議の場」第3回臨時会合が開かれる。子どものための手当について政府側は、これまで提示していた国と地方の財源負担を1対1とし、地方の財源負担を倍増する案を撤回。子育て支援交付金の一般財源化などにより国2対地方1とする見直し案を提示した。この一般財源化の中には、国民健康保険の国の定率負担の2%分を都道府県財政調整交付金に移すなども含まれる。地方団体側はこのため、交付税総額の減額などを牽制するため、留保付きで基本的方向性を了承した。

山田啓二全国知事会会長はこの会合で次のように提起している（「国と地方の協議の場（平成23年度第3回臨時会合）における協議の概要に関する報告書」（内閣官房ホームページから））。

（山田全国知事会会長）「まず、子どもに対する手当の問題については、元々鳩山元内閣総理大臣の全額国費負担の発言を発端とする一連の経緯があり、こうしたことが事態を混乱させたことは否めない。第2回臨時会合においてその点について政府からの釈明はあったが、私どもはこうした経緯については改めて遺憾の意を表させていただきたい。しかしながら、今回の政府案については、この国と地方の協議

の場における地方の意見をいろいろと考えていただいた。汗をかいていただきたいということを申し上げたが、その中で本当に政府の皆様には汗をかいていただいたと評価をしている。その上で今の案について、3点確認というか、このことが満たされることが前提であるということを率直に申し上げたい。本来、京都人は余りものをはっきり言わないのだが、ここははっきり言わないと分からないものなので、あえて時間が無い中、その節を曲げて申し上げたい。まず、第1点である。今回の子どもに対する手当についての案は、地方交付税にも需要を算入していく話になる。そして、社会保障費の増加もあるので、こうした提案をしっかりと地方財政計画において考えていくのであれば、地方交付税が増額になっていかなければおかしいということになる。ここで、蓋を開けてみたら、地方交付税が減ってしまったということになったら、子どもからすると、単なるだまし討ちみたいな話になってしまうので、それは絶対にならないようにしていただきたいと思うし、そうした観点から言うと、本来は地方財政の折衝を踏まえた形で、本当の意味で地方は判断せざるを得ないということを申し上げる。それをまず御理解いただきたい。

その上で2点ほど申し上げたい。1つは、平成25年度以降に発生する追加増収分についてである。今、御説明があったが、本来であれば、地方増収分は『子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的内容は今後検討する』でいいが、それまでにいろいろと修飾語があり、こうしたものを一つ一つ解釈をしていると大変なことになる。端的に申し上げると、平成25年度以降に発生する追加増収分は、地方が地方に裁量のある子育て分野の現物サービスに活用する。当たり前のことだと思うが、これが前提であるということをまず申し上げる。

もう1点は、国民健康保険の関係である。共同安定化事業のことが書いてある。基本的には、今回の政府案は都道府県の調整交付金を増やす話であるから、都道府県の調整機能の強化が前提になると思うが、一方で今、共同安定化事業については、地方と国が折衝をして、その内容について協議をしている最中である。そして、同時に子どもは、国民健康保険問題については財源負担問題も含めて、根本的な解決を求めている最中である。したがって、今回の決定が、こうした協議や地方側の根本的な解決を求める要望を、一切縛るものではないということが大前提であって、もしもそれがここで一定の結論を得るものであるとするならば、子どもはこの国と地方の協議については、それ以上は応じられないということになることを明言させていただく。」

消費税増税分の地方取り分は1.54%

消費税の取り分は国に多くなった

12月26日と29日にも税と社会保障の一体改革について、第4回臨時会合、第5回臨時会合が行われている。この第5回臨時会合においてようやく社会保障改革に関わって、2015年10月に行われる消費税5%増税分のうち、国と地方の配分割合は国が3.46%、地方が1.54%とすることが決まった。地方の取り分のうち、1.2%は地方消費税、0.34%は地方交付税とする。なお2014年4月段階での3%増税では、地方配分は0.92%とし、うち0.7%分を地方消費税、0.22%を地方交付税とすることも決まった。

現行の消費税5%の国と地方の配分は、まず国税消費税4%、地方消費税1%とした上で、国税消費税の29.5%（消費税5%の1.18%）が地方交付税として地方財源となっている。すなわち合計2.18%が地方財源である。したがって10%の増税後は、地方財源は10%のうち、2.2%が地方消費税、1.52%が地方交付税となり、合計すると10%のうち3.72%が地方財源となる。

とすると、消費税の国と地方の割合は、現行は0.562対0.438（2.19%÷5%）であるが、増税後は0.628対0.372（3.72%÷10%）になり、地方の割合が下がることとなる。税源移譲の観点から言えば、0.066分が地方から国に税源移譲されたようにも見える。最初の国の案が、地方の取り分ゼロであったから、よくここまで押し戻したという評価もできよう。しかし地方への税源移譲という「地方分権＝地域主権」改革の視点からは逆行する税制改革になっていることは指摘しておかなければならない。言い換えれば地方は国の財政再建のために一肌脱いだのである。

これを踏まえて、年明けの1月6日、政府・与党の社会保障改革本部は、「一体改革素案」として、この国と地方の税源配分割合も含めて正式に決定した。

今回の「国と地方の協議の場」は、会合及び臨時会合が5回、社会保障・税一体改革分科会が3回開かれている。「子どものための手当」の国と地方の負担割合を一方的に1対1とし、その地方負担増を年少者控除の廃止による地方税収増で賄うとした国側（厚労省、財務省など）の地方無視とも言える当初の対応に対して、地方からの強い反発が協議の場で表明され、国側は内閣官房長官や総務大臣などが折衝にかなりのエネルギーを割くこととなったようである。

消費税増税分の国と地方の配分について対立した「一体改革」についても同様で

あった。結果として、子ども手当の財源問題は、全額国負担をという主張をしてきた地方側が折れて、財源負担を国2対地方1とし、交付税の増額や交付金の一般財源化で折り合いをつけた形となった。今後の恒久化についても、基金の設置などまだ大きな問題があるし、「全額国で負担を」という地方側の主張もそのまま残っている。

社会保障における地方単独事業をどこまで税制改革による増収分で充当すべきかについても、国と地方はとりあえず「協議の場」を通じて合意に達したと言える。「協議の場」はそのような立場の違いを踏まえた論議を公開の場で行い、妥協点を探るといふ働きが期待されている。その性格がはっきりしてきたとは言える。

ただ、消費税の増税分の国と地方の配分の議論は、この増税分が「社会保障財源」として最初から枠付けられていたことで、地方側の主張の幅は制限されていたのである。特に「地方単独事業」をどこまで増税の対象とするかに議論の枠が狭められていたことが制約条件となったのである。

(3) 再開された地方制度調査会と地方自治法改正の方向

8月24日に第30次地方制度調査会第1回総会が開かれた。これは民主党政権のもとで行財政検討会議（総務大臣のもとでの制度改正に向けた論点を整理する会議）が設置され、凍結状態に置かれていたものを、この行財政検討会議が六団体からの代表性が薄いことなどもあり、改めて置かれたものと思われる。学識者18名、地方団体代表6名、国会議員6名（衆議院4名、参議院2名）、会長西尾勝。菅首相からの諮問事項の第一は「地方自治法改正」で特に住民自治、例えば住民投票のあり方、第二は東日本大震災のような非常事態における自治体のあり方について。

12月15日に地方制度調査会第2回総会が開催された。2012年初頭に招集される第180通常国会に向けた地方自治法改正案についての意見をとりまとめた。なおこの改正事項については、行財政検討会議で議論し整理してきたもので、8月以降、地方制度調査会の5回にわたる専門小委員会で詰めてきた経緯がある。

直接請求制度については、①署名の収集数の緩和、政令市での収集期間の延長をすべきとし、②条例の制定・改廃の対象として税も対象とすることが基本である。実際の条例の改廃は議会の議決によるから議会の活性化にも資する。ただし対象とする地方税の内容、署名数などについてさらに検討を加えて制度化を図る。制度化の時期については改めて検討する必要がある。このように直接請求の対象に、地方税条例の制定・改廃請求も入れるかどうかについては、方向性は可とするものの、事実上先送り

となった。

大規模施設の設置に関わる拘束的住民投票制度については、住民自治の充実の観点から意義があるが、廃置分合や長と議会が対立した場合などにも住民投票が考えられるなど、住民投票を実施する場合の対象のあり方や要件について詰めるべき論点があることから引き続き検討すべきである、としている。これも事実上先送りである。

このほか、議会の通年開会の制度化、専決処分の議会不承認の際の長の措置の義務付けの制度化、については可とした。一部事務組合からの脱退の要件緩和も制度化すべきだとしている。

なお、2012年1月17日の地方制度調査会の総会では、当面、大阪都構想などの大都市制度のあり方と、東日本大震災を踏まえた基礎自治体のあり方について審議することを決めている。

Ⅱ 2012年度地方財政計画と地方財政の概要

先にも触れたように、2012年度の地方財政計画（そのための「地方財政への対応の概要」）は、「通常収支分」の地方財政計画の規模を81兆8,700億円程度、と「東日本大震災分」3兆972億円とに分けて計上されている。まず「通常収支分」から見ていくことにしたい。

1. やや減った地方財源不足額

2012年度の地方財源不足額は13兆6,846億円で、前年度の14兆2,452億円より4%ほど減少した。この地方財源不足額は、国の各省庁の予算が確定してくるとそれに対応した地方の一般財源必要額が積算されてくる。一方で、国の経済見通しが固まってくると、所得税や法人税、消費税などの国税と、住民税所得割や法人税割、事業税などの収入見込額が積算されてくる。このようにして積算される、その年度の「必要地方一般財源」と「地方税・譲与税収入と法定地方交付税の見込額」=制度的に与えられた地方一般財源、との差が「地方一般財源不足」である。

この「地方一般財源不足」を補填しないと、国の予算の執行もできなくなる。このための「補填措置」をどうするかが、ここ20年来、毎年末の国と地方間の最大の争点であり続

けている。もともこの地方財源不足は、国の予算に対応し、また合わせて自治体の地域ごとのニーズに対応して、地方自治体側に生じる行政ニーズに应答できるだけの地方一般財源が、十分には地方に与えられていないところに生じる。そのために生じる国と地方間の財源配分の不均衡と、地方自治体間の財源配分の不均衡を調整するために地方交付税があるわけである。つまり地方交付税は国税の一定割合を割いて、地方一般財源として再配分し、国地方間と自治体間の財政調整をするための「地方財源」なのである。

地方交付税法第6条の3第2項の定めでは、「毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする」としている。この場合の「著しく」とは総額の1割以上、「引き続き」とは「3年以上」を指すとされている。今回も地方財源不足はこの条項に該当し、制度改正か交付税率の引き上げ等を行わなければならないのである。

この地方財源不足を補填する仕方は、まず地方レベルでの補填措置を行った後（折半対象外）、残った不足額は国と地方が折半して補填する（折半対象分）という一応のルールがある。

- ① まず来年度の折半対象外の補填措置は次の6兆124億円である。
 - i まず財源対策債による補填で8,200億円。これは一般公共事業などでの起債における「起債充当率」を引き上げることで補填するもので、いわば借金で財源を浮かす（一時的に）。
 - ii 一般会計において、過去の年度において将来の約束として地方交付税に特例的に加算するとしていた加算措置額が9,752億円。これとは別枠の加算が1兆500億円。この両者の合計が地方交付税に加算する額で、合計2兆252億円となる。
 - iii 交付税特会の剰余金の活用分が5,200億円。それと今回、新たに加わった「地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用」が3,500億円。これはいわゆる「埋蔵金」の一つである。
 - iv 臨時財政対策債の発行が2兆2,972億円。これは今までに発行してきた臨時財政対策債の元利償還のために発行する地方債である。
- ② 折半対象の財源不足額は以上の措置をした残りの7兆6,722億円となる。これを国と地方とで折半する。
 - i 地方交付税増額のための国の一般会計からの臨時財政対策特例加算が3兆8,361億

円。

- ii 臨時財政対策債が3兆8,361億円。これは国の一般会計からの臨時財政対策特例加算に対応して地方自治体が新たに発行する。これで臨時財政対策債の発行予定額は合計6兆1,333億円となる。

2. 地方交付税の総額

以上のように地方財源不足を補填した結果、2012年度の当初における地方交付税の総額は以下ようになった。総額は昨年度より811億円、0.5%微増して、17兆4,545億円である。2007年度より2兆3,000億円ほど増加している。

① 国税の法定率分等	11兆 733億円
i 国税5税の分の法定率分	11兆 517億円
ii 国税決算精算分（2007年、2008年に国税が当初見込みを割り込んだ分）、 2008年補正の振り替え加算相当額の減額分	▲4,464億円
iii 交付税特会借入金支払利子	▲2,428億円
iv 交付税特会借入金償還額	▲1,000億円
v 2011年度からの繰り越し分 （第二次補正の1,000億円、第四次補正の3,608億円）	4,608億円
vi 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用 （2012年度から2014年度で1兆円）	3,500億円
② 一般会計における加算措置	5兆3,313億円
i 折半対象以外の財源不足の補填 （既往法定分9,752億円、特会剰余金活用5,200億円）	1兆4,952億円
ii 臨時財政特例加算	3兆8,361億円
③ 別枠による加算 （昨年度からの措置で、財源不足の状況を踏まえた加算）	1兆 500億円

3. 子どものための手当をめぐって

- ① 2012年度以降の「子どものための手当」の支給額は以下の通り。

- 3歳未満は月額15,000円
- 3歳以上小学校修了前まで

第1子・第2子	月額10,000円
第3子以降	月額15,000円
- 中学生は月額10,000円
 (所得制限は960万円(夫婦子二人)を基準とし、2012年6月分から適用する。中学校修了まで子ども一人当たり月額5,000円を支給する。これは年少扶養控除の廃止に伴う負担増に対応するものとされている。)
- 所得制限未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する。都道府県と市町村の負担割合は1対1とする。

② 地方増収分(使途未定分)についての取り扱い

2010年度の税制改正で所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減による地方財政の増収分については、2009年12月23日付けの4大臣合意と2010年12月20日付けの5大臣合意の趣旨に踏まえて、子どものための手当の負担に充てることに加え、次のような国と地方の負担調整を行う。

i 2012年度の取り扱い(増収分5,050億円を以下のように充てる)

- 子どものための手当の負担増(子ども手当特例交付金1,353億円を含む)2,440億円。
- 自動車取得税交付金の減収補填のための特例交付金(500億円)の一般財源化。
- 子育て支援交付金など国庫補助負担金の一般財源化315億円、国保の都道府県調整交付金1,526億円(給付費の2%分を国定率負担金から移す)。
- 特定疾患治療研究事業の地方超過負担解消財源269億円。

ii 2013年度以降の地方増収分については、基金設置による国庫補助事業の財源に代わって、恒久的財源として、子育て分野の現物サービスに活用することを今後具体的に検討する、とした。

4. 一括交付金(地域自主戦略交付金)の拡充

各省庁の「ひもつき補助金」を地方自治体にとって「使い勝手の良い」「一括交付金」に変えていこうとする「地域自主戦略交付金」については、2011年度予算では都道府県向けの9省庁9事業、5,120億円であった。2012年度予算では、新規事業を広げるとともに政令指定都市分を追加して、6,754億円としている。

新規事業分としては、農業・食品産業強化対策整備交付金、農山漁村活性化対策整備交付金、水産業強化対策整備交付金のそれぞれ一部が対象補助事業となった。政令指定都市分では、学校施設環境改善交付金、水道施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、工業用水道事業費補助金、社会資本整備総合交付金、循環型社会形成推進交付金などの一部である。

政令指定都市以外の市町村については、事業のまとまりや集中の程度が大きく異なることから、現在の一括交付金のスタイルでは対象とすにくいことを理由にして、先送りの雰囲気であるようだ。

なお、沖縄については現行の「沖縄振興自主戦略交付金」を拡充して、経常経費及び市町村事業を含む新たな一括交付金1,575億円を創設する。内容は(1)沖縄振興特別推進交付金803億円、交付率10分の8、ソフト事業と施設整備事業、(2)沖縄振興公共投資交付金771億円。

なお、第三次補正予算で組まれた「東日本大震災復興交付金」1兆5,612億円と2012年度予算の「東日本大震災分」の2,842億円も一括交付金であるが、これは災害復旧のための「使い勝手の良い」交付金とされている。しかし、現場ではなかなかそのようにはなっていないようだ。2012年1月12日付けの朝日新聞の解説記事「交付金 使いにくい 事業絞られ被災地不満」では次のように指摘されている。「岩手県は、久慈市沖合で国土交通省が建設中の湾口防波堤と陸地近くになる『二重防御』で百数十年に一度の津波を防ぐ構想を持つ。しかし、湾口防波堤は完成が2028年以降と16年も先だ。そこで久慈市は自力で防潮堤を9メートルにかさ上げし、8千万円の費用を市の負担がゼロの復興交付金で賄うことにした。ところが復興交付金の40の支給対象事業には防潮堤がない。そこで市は、基幹事業の効果を高めるための関連事業には35%まで交付金が使えるのに目をつけた。さほど急がない道路建設などの基幹事業の関連事業としてかさ上げを実施することで費用を確保する。『やらなくてもいい工事をひねりださなければならず、使い勝手が悪い』」。

昨年末の仙台市での自治体向けの説明会で、現地対策本部の担当者は「交付金は省庁ごとに別々に管理することになった」と平謝り。省庁の縦割りによる使い勝手の悪さがあるようだ。

5. 東日本大震災分

① 震災復興特別交付税

2012年度予算の震災復興特別交付税は6,855億円で、被災地の自治体に配分される。既に2011年度第三次補正予算で震災復興特別交付税は1兆6,635億円が計上されている。第三次補正分は2012年3月に決定・交付が予定されている。2011年度と2012年度の累計額は、年度間調整額1,365億円を除いた2兆2,125億円である。復興特別交付税は、補助事業などの地方負担ゼロにすることを狙う。

復興特別交付税は、直轄事業・補助事業の地方負担分が3,384億円、地方税等の減収補填に1,271億円、地方単独事業分が2,200億円となっている。

これとは別に、従来の特別交付税は4月に第1回特例交付762億円（うち被災団体分705億円）が行われたほか、9月に第2回特例交付1,748億円（うち被災団体分894億円）が行われた。12月には定例交付2,406億円（うち被災団体分2,354億円）が交付されている。合計、これまでに4,916億円（うち被災団体分3,952億円）が交付された。

② 東日本大震災復興交付金

2011年度の第三次補正予算で創設された一括交付金で、このときには1兆5,612億円であった。2012年度予算では2,842億円の規模で、文科省、国交省、厚労省、農水省、環境省の5省の40事業について、復興庁に一括計上し、被災団体は復興庁に計画を提出。ワンストップで復興庁が対応するとしている。復興庁は2011年12月9日に設置法が成立した。2012年2月10日に設置が予定されている。

6. 地方税について

2012年度の地方税については、2012年度当初見込みに対して、2,532億円、0.8%程度の伸びを見込んだ33兆6,569億円を計上している。道府県税は2.6%の増、市町村税は0.5%の減となっている。道府県民税の所得割は2.5%の増、法人税割は11.9%の増である。法人事業税は6.7%の増、地方消費税は3.0%の増と見込んでいる。

市町村民税所得割は2.5%の増、法人税割は11.8%の増だが、固定資産税は4.7%の減としている。

7. 地方債について

2012年度の地方債計画は通常収支対応分が総額13兆5,396億円で、前年度比1.4%、1,944億円の減となっている。このうち普通会計分は11兆1,654億円で2.7%の減、公営企業会計等の分は2兆3,742億円で5.2%の減となっている。

8. 減少する給与関係経費

2012年度計画の給与関係経費は20兆9,760億円で前年度に比較して2,934億円の減となっている。この給与費の削減に一番効いているのは職員数の減少で、計画職員数は「地方公共団体における定員純減のとり組みを勘案するとともに、義務教育教職員の改善増等を見込み」10,908人の純減とし、235万890人としている。計画職員数は90年代後半から一貫して減少してきたものだが、これにマイナス人事院勧告などもあり低下傾向に拍車がかかる状況となっている。

地方公務員数は「地方公共団体定員管理調査」によると、2010年度で281万人となっている。これは16年前の1994年度の328万人より46万8千人、14.3%の減だ。一般行政部門はこれより大きく、同時期に23万7千人、20.2%の減である。

計画人員の減少を上回る各自治体での定員純減が、計画人員減をさらにすすめるという、マイナス・スパイラルに陥っているとも言える。

ところが仕事は基礎自治体への権限移譲や新しい権限の付与で増加する一方である。これが自治体現場での臨時職員・非常勤嘱託の拡大を後押ししているのが現状であり、この現状をきちんと変えていくことが求められている。新しい職務での新しい専門職的スキルを着実に自治体内部に構築するべきなのである。

おわりに

被災からほぼ1年、被災地での復興が遅々としている。第四次補正予算も2月8日には成立するが、第三次補正予算の執行が滞っているようだ。昨年設立が決まった復興庁は、この1月27日に2月8日設置の政令が閣議決定されて、ようやく動き出す。

一方では、気仙沼市唐桑町舞根地区でのかき養殖再建、南三陸町の馬場中山地区の「な

じょにかなるさープロジェクト」や「未来道プロジェクト」など、テレビ放映やネットでの発信で、全国からのボランタリーな支援に支えられた地域からの自立した復興の動きが伝わる。

しかし、被災した市町村役場で働く職員の疲労感は深い（自治労新聞での鎌田慧さんのルポなど）。メンタルな問題を抱えながら、住民のいらだちのはけ口となる役場職員は、国の施策や県の対応の遅れとの間でなお振り回される。がれき撤去は仙台市内でも昨年末で65%程度だという。土地区画整理事業などはこれからのところも多い。自治体職場の人員の早急な補充と、施策の柔軟で即応的な実施が今こそ必要だが、被災地外では、既に日常に戻りつつある。国会の惨状はその最たるものだ。

経済のグローバル化のみをターゲットに市場原理を最優先し、売り上げなどの成果で一面的に人を評価する流れが強まっている。過大な自己責任の強調も目に余る。

北九州ホームレス支援機構の奥田知志理事長は、「双方向の絆」が大事だと述べている。そのような社会の仕組みを改めて再構築することが、自治体という「公」の責任であり、そのための組織改革と新たな専門性の陶冶こそ必要なのである。

（さわい まさる 奈良女子大学名誉教授）

<付表1> 中央財政と地方財政の関係 (2012年度)

国の一般会計		地方財政計画		
歳入	歳出	歳入	歳出	
903,339 億円 (924,116) 億円	903,339 億円 (2.2%減) (924,116) 億円 (0.1%増)	818,647 億円 (825,054) 億円	818,647 億円 (0.8%減) (825,054) 億円 (0.5%増)	
所得税 134,910 (134,900) 法人税 88,080 (77,920) 酒税 13,400 (13,460) 消費税の4/5 104,230 (101,990) たばこ税 9,450 (8,160) 租税及び 印紙収入計 423,460 (409,270) 3.5%増	国債費 219,442 (215,491) 1.8%増 地方交付税 法定率分 106,053 (105,103) 0.9%増 2税の32% 47,459 (47,482) 消費税の 29.5% 30,784 (30,087) たばこ税の 25% 2,363 (2,040) 4条の2第3項 4条の2第4項 加算 9,752 過年度清算 ▲3,637 国の一般歳出 517,957 (540,780) 4.2%減 うち地方への 補助金等 (交付税つづき) 交付税のうち 法人税分 34% 06は35.8% 29,947 (26,493) 13.0%増 別枠加算 10,500 臨時財政対策 特例加算額 38,361 (38,154) 基礎的財政収 支対象経費 (交付税含む) 683,897 (708,625)	地方交付税・譲与税特別会計 歳入 一般会計より 受け入れ 164,665 (163,969) 0.4%増 特会剰余金の 活用 5,200 借入金元金 償還額 ▲1,000 (0) 同利子分 ▲2,428 (▲4,361) 返還金(0) 短期市場などからの借入金 0 (0) 道路・治水等 特別会計 2012年度 財政投融资計画 176,482 (149,059) 18.4%増	地方交付税・譲与税特別会計 歳出 地方交付税 174,545 (173,734) 0.5%増 うち 前年度から繰 り越し額 4,608 (10,126) 地方公共団体 金融機構準備 金活用 3,500 うち 普通交付税 164,073 0.5% 増 特別交付税 10,473 0.5% 増 国庫支出金 117,604 (121,745) 3.4%減 地方債 111,654 (114,772) 2.7%減 財源対策債 8,200 退職手当債 3,700 臨時財政対策債 61,333 (61,593) 0.4%減 地方特例交付金 (自動車取得税 等減収補填) 1,277 (3,877) 67.1%減	一般財源総額 (地方税、地方交 付税、臨時財政対策債、地方譲 与税、地方特例交付金等の合計) 596,241 0.2%増 (594,990) 一般財源比率 72.8%(72.1%) 地方債依存度 13.6%(13.9%) 公債費と水準超経費を除く 一般歳出 664,600 (668,313億円) 0.6%減 交付税特会借入金12年度末残高 地方負担分 33.4兆円程度 (07年度末33.6兆円、 08年度償還予定額を繰り延べ) 11年度末地方債現在高 144.2億円0.5%増 (09年度末139兆977億円0.8%増) 地方の借入金残高 (交付税特会借 入金含む) 2012年度末見込み 200兆4,900億円程度 (11年度末200兆3,900億円程度) 12年度国内総生産 (GDP) 見通し 479.6兆円程度 実質2.2% (11年度実績見込み483.8兆円 程度、実質1.5%) 公債費 130,790 (132,400) 1.2%減 うち企業債 償還費普通会計 負担分 16,800 (17,118) 1.7%減 その他 水準超経費 6,500 (7,200) 9.7%減
所得 134,910 (134,900) 法人税 88,080 (77,920) 酒税 13,400 (13,460) 消費税の4/5 104,230 (101,990) たばこ税 9,450 (8,160) 租税及び 印紙収入計 423,460 (409,270) 3.5%増	国債費 219,442 (215,491) 1.8%増 地方交付税 法定率分 106,053 (105,103) 0.9%増 2税の32% 47,459 (47,482) 消費税の 29.5% 30,784 (30,087) たばこ税の 25% 2,363 (2,040) 4条の2第3項 4条の2第4項 加算 9,752 過年度清算 ▲3,637 国の一般歳出 517,957 (540,780) 4.2%減 うち地方への 補助金等 (交付税つづき) 交付税のうち 法人税分 34% 06は35.8% 29,947 (26,493) 13.0%増 別枠加算 10,500 臨時財政対策 特例加算額 38,361 (38,154) 基礎的財政収 支対象経費 (交付税含む) 683,897 (708,625)	地方交付税・譲与税特別会計 歳入 一般会計より 受け入れ 164,665 (163,969) 0.4%増 特会剰余金の 活用 5,200 借入金元金 償還額 ▲1,000 (0) 同利子分 ▲2,428 (▲4,361) 返還金(0) 短期市場などからの借入金 0 (0) 道路・治水等 特別会計 2012年度 財政投融资計画 176,482 (149,059) 18.4%増	地方交付税・譲与税特別会計 歳出 地方交付税 174,545 (173,734) 0.5%増 うち 前年度から繰 り越し額 4,608 (10,126) 地方公共団体 金融機構準備 金活用 3,500 うち 普通交付税 164,073 0.5% 増 特別交付税 10,473 0.5% 増 国庫支出金 117,604 (121,745) 3.4%減 地方債 111,654 (114,772) 2.7%減 財源対策債 8,200 退職手当債 3,700 臨時財政対策債 61,333 (61,593) 0.4%減 地方特例交付金 (自動車取得税 等減収補填) 1,277 (3,877) 67.1%減	一般財源総額 (地方税、地方交 付税、臨時財政対策債、地方譲 与税、地方特例交付金等の合計) 596,241 0.2%増 (594,990) 一般財源比率 72.8%(72.1%) 地方債依存度 13.6%(13.9%) 公債費と水準超経費を除く 一般歳出 664,600 (668,313億円) 0.6%減 交付税特会借入金12年度末残高 地方負担分 33.4兆円程度 (07年度末33.6兆円、 08年度償還予定額を繰り延べ) 11年度末地方債現在高 144.2億円0.5%増 (09年度末139兆977億円0.8%増) 地方の借入金残高 (交付税特会借 入金含む) 2012年度末見込み 200兆4,900億円程度 (11年度末200兆3,900億円程度) 12年度国内総生産 (GDP) 見通し 479.6兆円程度 実質2.2% (11年度実績見込み483.8兆円 程度、実質1.5%) 公債費 130,790 (132,400) 1.2%減 うち企業債 償還費普通会計 負担分 16,800 (17,118) 1.7%減 その他 水準超経費 6,500 (7,200) 9.7%減

() 内は2011年度当初の数字である。2012/01/26, SAWAI作成。『12.24 地方財政への対応概要』『1.25 事務連絡』『地方財政計画』などから。

＜付表2＞ 一般財源等の状況（2000～2012年度）（地方財政計画ベース）

項 目	2000年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	前年度比	2010年度	前年度比	2011年度	前年度比	2012年度	前年度比
	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	億 円	%	億 円	%	億 円	%	億 円	%
1 地方税	355,568	321,725	323,231	333,189	348,983	403,728	404,703	361,860	▲10.59	325,096	▲10.16	334,037	2.75	336,569	0.76
2 都道府県税	152,355	134,339	136,906	142,737	154,308	188,524	188,403	154,218	▲18.14	129,226	▲16.21	134,952	4.43	138,479	2.61
3 市町村税	193,213	187,396	186,325	190,452	194,675	215,728	216,300	207,642	▲4.00	195,870	▲5.67	199,085	1.64	198,090	▲0.50
4 地方交付税（出口ベース）	214,107	180,693	168,861	168,979	159,073	152,027	154,061	158,202	2.69	168,935	6.78	173,734	2.84	174,545	0.47
5 地方交付税（入り口ベース）	140,163	163,926	153,887	145,700	137,425	146,196	151,401	161,113	6.41	170,945	6.10	163,969	▲4.08	164,665	0.42
6 地方財源不足額	133,699	173,767	162,350	112,000	87,000	44,200	52,476	104,664	99.45	182,168	74.05	142,452	▲21.80	136,846	▲3.94
7 うち通常収支不足額	98,673	134,457	122,530	75,100	57,000	44,200	54,276	104,664	92.84	182,168	74.05	142,452	▲21.80	136,846	▲3.94
8 臨時財政対策加算		55,416	38,876	21,600	12,158	0	0	27,553	皆増	53,880	95.55	38,154	▲29.19	38,361	0.54
9 臨時財政対策債		58,416	41,905	32,231	29,072	26,300	28,332	51,486	81.72	77,069	49.69	61,953	▲19.61	38,361	▲38.08
10 一般財源（1+4）	569,675	502,418	492,092	502,168	508,056	555,755	558,764	520,062	▲6.93	494,031	▲5.01	507,771	2.78	511,114	0.66
11 一般財源（臨財債含む）	569,675	560,834	533,997	534,399	537,128	582,055	587,096	571,548	▲2.65	571,110	▲0.08	569,724	▲0.24	549,475	▲3.55
12 交付税+臨財債（4+9）		239,109	210,766	201,210	188,145	178,327	182,393	209,688	14.96	246,004	17.32	235,687	▲4.19	212,906	▲9.67
13 地方譲与税		6,939	11,452	18,419	37,324	7,091	7,027	14,618	108.03	19,171	31.15	21,745	13.43	22,615	4.00
14 地方特例交付金		10,062	11,048	15,180	8,160	3,120	4,736	4,620	▲2.45	3,832	▲17.06	3,877	1.17	1,275	▲67.11
15 うち減税補填特例交付金		10,062	8,700	8,888	7,456	2,000	1,552	1,458	▲6.06	0	皆減	0		0	皆減
16 うち児童手当特例交付金					704	1,120	1,183	1,162	▲1.78	2,337	101.12	2,038	▲12.79	0	皆減
17 うち減収補填交付金						2,000	2,000	2,000	0.00	1,495	▲25.25	1,839	23.01	1,275	▲30.67
18 交付税特会借入金	80,881	19,515	10,558	16,500	11,610	皆減									
19 財源対策債	24,300	18,400	18,000	17,600	16,500	15,900	15,400	12,900	▲16.23	10,700	▲17.05	9,400	▲12.15	8,200	▲12.77
20 地方財政計画規模	889,300	862,100	846,700	837,700	831,800	831,300	834,014	825,557	▲1.01	821,200	▲0.53	825,054	0.47	818,700	▲0.77
21 地方債計画規模	164,998	184,845	174,843	155,366	139,466	125,108	124,776	141,844	13.68	158,746	11.92	137,340	▲13.48	135,376	▲1.43
22 地方の一般歳出			681,049	673,216	664,801	657,350	657,626	662,200	0.70	663,200	0.15	668,313	0.77	664,600	▲0.56
23 国の一般歳出			476,320	472,829	463,660	469,784	472,845	517,310	9.40	534,552	3.33	534,542	▲0.00	517,957	▲3.10
24 国の一般会計予算額	849,870	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613	885,480	6.61	922,992	4.24	924,116	0.12	903,339	▲2.25
25 国の租税印紙収入	498,950	417,860	417,470	440,070	458,780	534,670	535,549	461,030	▲13.91	373,960	▲18.89	409,270	9.44	423,460	3.47

資料：地方財政計画、地方財政対策等から作成

<資料1>

平成24年度地方財政計画の概要

総 務 省
平成24年1月

地方財政計画は、地方交付税法第7条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものである。

I 平成24年度の地方財政の姿

1 通常収支分

① 地方財政計画の規模	81兆8,647億円	(前年度比▲6,407億円、▲0.8%)
② 地方一般歳出	66兆4,533億円	(前年度比▲3,780億円、▲0.6%)
③ 一般財源総額	59兆6,241億円	(前年度比+1,251億円、+0.2%)
・水準超経費除き	58兆9,741億円	(同 +1,951億円、+0.3%)
※ 中期財政フレーム(平成24年度～26年度)に基づき、平成23年度と同水準を確保		
④ 地方交付税の総額	17兆4,545億円	(㊦17兆3,734億円、+ 811億円、+0.5%)
⑤ 地方税及び地方譲与税	35兆9,184億円	(㊦35兆5,786億円、+3,398億円、+1.0%)
⑥ 臨時財政対策債	6兆1,333億円	(㊦ 6兆1,593億円、▲ 260億円、▲0.4%)
⑦ 財源不足額	13兆6,846億円	(㊦14兆2,452億円、▲5,606億円、▲3.9%)

2 東日本大震災分

(1) 東日本大震災復旧・復興事業	
① 震災復興特別交付税	6,855 億円
② 規模(直轄・補助及び地方単独事業等)	1兆7,788 億円
(2) 緊急防災・減災事業	
規模(直轄・補助及び地方単独事業等)	6,329 億円

Ⅱ 通常収支分

1 地方交付税の確保

- ・ 地方交付税 17兆4,545億円（前年度比 +811億円、+0.5%）
- ・ 別枠加算（1兆500億円）の維持や繰越金（4,608億円）、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（3,500億円）の活用等により、地方交付税を確保

①	地方交付税の法定率分等	10兆7,233億円
	・ 国税5税分の法定率分	11兆517億円
	・ 国税決算精算分（⑱、⑳）、㉑補正予算（第2号）における 臨時財政対策債振替加算相当額の減額分	▲4,464億円
	・ 交付税特別会計借入金償還額	▲1,000億円
	・ 交付税特別会計借入金支払利子	▲2,428億円
	・ 平成23年度からの繰越金 （第2次補正関係1,000億円+第4次補正関係3,608億円）	4,608億円
②	一般会計における加算措置等	6兆3,813億円
	・ 折半対象以外の財源不足における補填（既往法定分等）	1兆4,952億円
	・ 地方の財源不足の状況を踏まえた別枠加算	1兆500億円
	・ 臨時財政対策特例加算	3兆8,361億円
③	地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円

【参考】地方交付税の推移（兆円）

	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔
地方交付税	18.1	16.9	16.9	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費 1兆4,950億円

「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費」として整理・統合し、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため、地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠（1,750億円）を含めて計上

この中の住民生活に光をそそぐ事業について、児童虐待防止・消費者行政等に要する経費を拡充

2 財源不足の補填

平成24年度における財源不足 13兆6,846億円 (㊸14兆2,452億円)
 うち折半対象財源不足 7兆6,722億円 (㊸7兆6,308億円)

- 歳出の計上において、人事委員会勧告や定員の純減等に伴う給与関係経費の減（前年度比▲2,934億円）や決算等を踏まえた積算方法の見直しなどによる公債費の減（同▲1,633億円）などを適切に反映
- その上で見込まれる財源不足について、平成23年度から平成25年度までの間において適用することとされている国と地方の折半ルールに基づき以下のとおり補填

【折半対象以外の財源不足】	6兆 124億円
① 財源対策債の発行	8,200億円
② 地方交付税の増額による補填	2兆8,952億円
・ 一般会計における加算措置（既往法定分等）	9,752億円
・ 別枠の加算（財源不足の状況を踏まえた加算）	1兆 500億円
・ 交付税特別会計剰余金の活用	5,200億円
・ 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	3,500億円
③ 臨時財政対策債の発行（既往債の元利償還金分等）	2兆2,972億円
【折半対象財源不足】	7兆6,722億円
① 地方交付税の増額による補填（臨時財政対策特例加算）	3兆8,361億円
② 臨時財政対策債の発行（臨時財政対策特例加算相当額）	3兆8,361億円

3 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用

- ・ 「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）附則第14条に基づき、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ（平成24年度は3,500億円）
- ・ 中期財政フレームの期間（平成24年度～平成26年度）中、総額1兆円を目標

4 地方財源の確保

一般財源総額 59兆6,241億円（前年度比 +1,251億円、+0.2%）
 一般財源（水準超経費除き）の総額 58兆9,741億円（同 +1,951億円、+0.3%）
 ※ 一般財源比率 65.3%（㉓64.6%）

- ・ 地方税 33兆6,569億円（前年度比 +2,532億円、+0.8%）
 うち水準超経費相当 6,500億円（同 ▲700億円、▲9.7%）
- ・ 地方譲与税 2兆2,615億円（同 +866億円、+4.0%）
- ・ 地方交付税 17兆4,545億円（同 +811億円、+0.5%）
- ・ 地方特例交付金 1,275億円（同 ▲2,602億円、▲67.1%）
- ・ 臨時財政対策債 6兆1,333億円（同 ▲260億円、▲0.4%）
- ・ 緊急防災・減災事業の一般財源充当分 ▲96億円

地方債総額 5兆321億円（前年度比 ▲2,858億円、▲5.4%）
 臨時財政対策債含み 11兆1,654億円（同 ▲3,118億円、▲2.7%）
 ※ 地方債依存度（臨時財政対策債を含む） 13.6%（㉓13.9%）

- ・ 通常債 4兆2,121億円（前年度比 ▲1,658億円、▲3.8%）
- ・ 財源対策債 8,200億円（同 ▲1,200億円、▲12.8%）
 （参考）臨時財政対策債 6兆1,333億円（同 ▲260億円、▲0.4%）

5 地方長期債務残高の抑制

- ・ 一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債を抑制（前年度比 ▲260億円、▲0.4%）
- ・ 交付税特別会計借入金を償還（1,000億円）

6 社会保障関係費の自然増等への対応

国と同様、地方の社会保障関係費も毎年度大幅な自然増となることに対応し、地方負担（補助・単独）額を7,715億円増額計上し、対応する財源を確保

- 地方負担（補助・単独）額の増額分の内訳
 - ・ 一般行政経費補助（生活保護、医療、介護等） 4,280億円
 - ・ 一般行政経費単独 2,816億円
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費等 619億円

7 子どものための手当

- ・ 平成24年度以降の子どものための手当については、費用負担を国：地方＝2：1とし恒久化
- ※ 公務員分は全額所属庁が負担。また、所得制限未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の7/15を事業主が負担
- ※ 平成24年度の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353億円)の振替え分を含む)

○ 子どものための手当の支給額

3歳未満：月額15,000円

3歳以上小学校修了前まで：第1子・第2子 月額10,000円
第3子以降 月額15,000円

中学生：月額10,000円

- ※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給(所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、平成24年6月分から適用)

○ 地方増収分(使途未定分)の取扱い

① 平成24年度の取扱い(5,050億円)

- ・ 子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額：1,353億円)の振替え分を含む)(2,440億円)
- ・ 平成24年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金(所要額：500億円)の措置の振替え
- ・ 国庫補助負担金の一般財源化
 - (i) 子育て関連の国庫補助負担金(子育て支援交付金等)(315億円)
 - (ii) 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)(給付費等の2%分を国定率負担から移す)
- ・ 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(269億円)

※ 超過負担の解消に平成24年度予算から取り組み、早期の解消を目指す

② 平成25年度以降の取扱い

- ・ 平成25年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用(具体的内容は今後検討)

- 「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける

8 宝くじ(当せん金付証票)の活性化

電磁的記録による当せん金付証票の導入、当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等

Ⅲ 東日本大震災分

1 震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

○ 震災復興特別交付税		6,855 億円
	(うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分)	1,365 億円)
○ 震災復興特別交付税により措置する財政需要		
① 直轄・補助事業の地方負担分		3,384 億円
※ 直轄・補助事業費(直轄事業に係る国費2,259億円を含む)	1兆6,544億円	
② 地方単独事業分		2,200 億円
・ 中長期派遣職員、除染、投資単独等		1,200 億円
・ ④に繰り越す③特別交付税による対応を見込んでいた分		1,000 億円
③ 地方税等の減収分		1,271 億円
・ 地方税法等に基づく特例措置分		644 億円
・ 条例減免分		544 億円
・ 復興特区法等に基づく特例措置分		83 億円

※ 平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

2 緊急防災・減災事業

東日本大震災の教訓を踏まえ、全国的に緊急に実施する防災・減災事業を6,329億円計上

① 全国防災対策費に係る直轄事業負担金及び補助事業費		4,899 億円
② 地方単独事業費		1,400 億円

震災復興特別交付税について

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、被災団体が全力で取り組めるようにするとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないよう、地方の復旧・復興事業費及びその財源については、通常収支とは別枠で整理した上で、震災復興特別交付税を確保

平成24年度震災復興特別交付税 6,855億円

(うち平成23年度震災復興特別交付税に係る年度調整分 1,365億円)

(単位：億円)

震災復興特別交付税 (6,855) [うち㊸震災復興特別 交付税に係る年度調整分 1,365]	直轄・補助事業 の地方負担分 (3,384) ※1
	地方単独事業分 (2,200)
	地方税等の減収分 (1,271)

※1 直轄・補助事業費(直轄事業に係る国費2,259億円を含む)は1兆6,544億円

※2 震災復興特別交付税の平成23・24年度分の累計額は2兆2,125億円

(参考)平成23年度特別交付税(東日本大震災関係分)の交付状況

		(被災団体分)
4月	第1回特例交付	762億円 (705億円)
9月	第2回特例交付	1,748億円 (894億円)
12月	定例交付	2,406億円 (2,354億円)
計		4,916億円 (3,952億円)

※ 平成23年度補正予算(第3号)に計上した震災復興特別交付税1兆6,635億円のうち年度調整分1,365億円を除く1兆5,270億円については、所要額を平成24年3月に決定・交付予定

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用について

- 地方公共団体金融機構法附則第14条に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ
- 中期財政フレームの期間(平成24年度～平成26年度)中、総額1兆円を目途
- 平成24年度3,500億円

【地方財政への活用】

① 臨時財政対策債の縮減

交付税特別会計への3,500億円の繰入れにより、折半対象財源不足が▲3,500億円となり、折半ルールに基づき、交付税が1,750億円の増、臨時財政対策債が1,750億円の減

② 歳出特別枠への追加

歳出特別枠の「地方再生対策費」及び「地域活性化・雇用等対策費」を概算要求組替え基準における取扱いと基調を合わせて一定の縮減(▲1,800億円)を図った上で、「地域経済基盤強化・雇用等対策費(仮称)」として整理・統合し、国の臨時財政特例加算の縮減(▲1,750億円)の代わりに公庫債権金利変動準備金(1,750億円)が活用されることを踏まえ、歴史的円高等、地域経済を取り巻く環境が激変する中、海外競争力強化等のため地域が実施する緊急事業に対応するための緊急枠(1,750億円)を計上

<公庫債権金利変動準備金の活用の流れ>



平成24年度以降の子どものための手当について

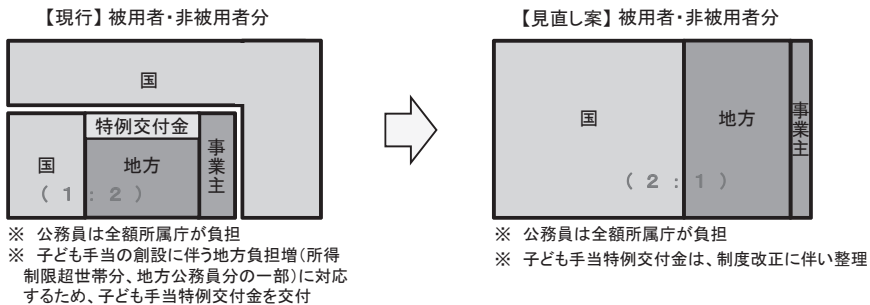
- 子ども一人あたり支給額
 - 3歳未満: 月額15,000円
 - 3歳以上小学校修了前まで: (第1子・第2子) 月額10,000円、(第3子以降) 月額15,000円
 - 中学生: 月額10,000円
- ※ 所得制限以上の者について、年少扶養控除の廃止等による手取り減に対応するため、月額5,000円を支給(所得制限は960万円(夫婦、子ども2人)を基準とし、平成24年6月分から適用)
- ※ システム改修経費は、全額国が負担する前提で所要額を、平成23年度第4次補正予算で安心こども基金に積増し
- 費用負担 国: 地方=2:1(恒久化) 公務員分は全額所属庁負担

◎地方増収分(使途未定分)の取扱い

- 1 平成24年度の取扱い(5,050億円)
 - ① 子どものための手当の地方負担の増(子ども手当特例交付金(所要額1,353億円)の振替え分を含む)(2,440億円)
 - ② 平成24年度税制改正に伴い必要となる自動車取得税交付金の減収補填のための地方特例交付金(所要額:500億円)の措置の振替え
 - ③ 国庫補助負担金の一般財源化(1,841億円)
 - ・ 子育て関連の国庫補助負担金(子育て支援交付金等)(315億円)
 - ・ 国民健康保険都道府県調整交付金(1,526億円)(給付費等の2%分を国定率負担から移す)
 - ④ 暫定的対応として、特定疾患治療研究事業の地方の超過負担の財源として活用(269億円)
 - ※ 超過負担の解消に平成24年度予算から取組み、早期の解消を目指す
- 2 平成25年度以降の取扱い

平成25年度以降の地方の追加増収等について、基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用(具体的内容は今後検討)

<子どものための手当の費用負担>



地域自主戦略交付金の拡充等について

1 地域自主戦略交付金の拡充

- 平成24年度予算額6,754億円
- 都道府県分の対象事業を拡大
- 政令指定都市分を創設
- 地方負担分については、原則として公共事業等債を充当

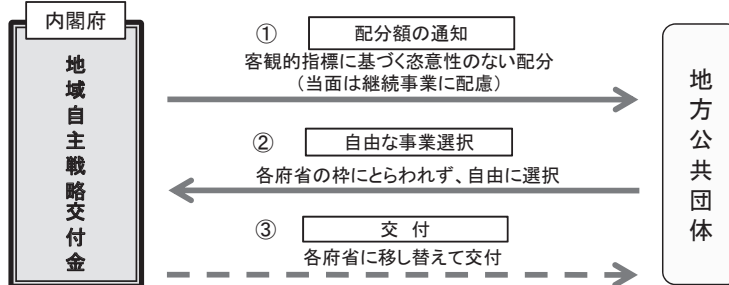
<対象補助金(主なもの)>

【都道府県分】

- | | |
|---|---|
| <p>①新規対象分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・食品産業強化対策整備交付金の一部 ○ 農山漁村活性化対策整備交付金の一部 ○ 水産業強化対策整備交付金の一部 | <p>②対象事業拡大分</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設整備費補助金の一部 ○ 農山漁村地域整備交付金の一部 ○ 社会資本整備総合交付金の一部 |
|---|---|

【政令指定都市分】

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設環境改善交付金の一部 ○ 水道施設整備費補助の一部 ○ 社会福祉施設等施設整備費補助金の一部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 工業用水道事業費補助 ○ 社会資本整備総合交付金の一部 ○ 循環型社会形成推進交付金の一部 |
|--|---|



2 沖縄振興一括交付金の創設

現行の沖縄振興自主戦略交付金を拡充し、経常的経費及び市町村事業を含む沖縄独自の新たな一括交付金を創設(沖縄振興予算総額2,937億円のうち1,575億円)

- (1) 沖縄振興特別推進交付金(803億円)
 - これまで地方単独により行っていたソフト事業なども対象(交付率:8/10)
 - <対象事業>
 - 沖縄振興に資するソフト事業及び施設整備 (公共事業を除く。)
- (2) 沖縄振興公共投資交付金(771億円)
 - 現行の沖縄振興自主戦略交付金の対象事業を拡大(全国並び)するとともに、沖縄独自に対象範囲を拡大
 - (交付率:既存事業の高率補助を適用)
 - <対象補助金(主なもの)>
 - 学校施設環境改善交付金の一部
 - 農山漁村地域整備交付金
 - 社会資本整備総合交付金の一部

住民生活に光をそそぐ事業について

- 住民生活にとって大事な分野でありながら、これまで光が当てられてこなかった分野（消費者行政、DV対策・自殺予防、知の蓄積等による地域づくりなど）における平成22年度の補正予算で措置された「住民生活に光をそそぐ交付金」に呼応した取組について、平成23年度から普通交付税（単位費用）において、所要経費を算入
- 平成24年度の普通交付税については、児童虐待事例の増加等に対応するための地方公共団体による児童虐待防止への取組みや、地域消費者行政の更なる充実のための措置を拡充

平成24年度における拡充（普通交付税措置 ㉓ 300億円 → ㉔ 350億円）

1 児童虐待防止等への対応（児童福祉司）

- ・ 児童相談所が対応した児童虐待対応件数は増加傾向をたどり、平成22年度では、55,152件と過去最高を記録
虐待の早期発見のため、地方公共団体では、関係機関の連携などを実施しており、児童相談所における児童福祉司が担う業務や専門性の増加にあわせて、児童福祉司が年々増員されている状況
- ・ そこで、児童虐待防止等の取組みを進める地方公共団体の財政需要に的確に対応するため、普通交付税措置を拡充

2 消費者行政に要する経費の拡充

- ・ 地域の消費者の安全・安心確保のためには地域住民の消費者問題に対する意識を高めていくことが不可欠
- ・ 地方公共団体においても多様な部局において消費者問題に取り組み、「総合的な対応力」を高めていくことが重要
- ・ そこで、NPOや自治会といった地域の多様な主体に対する委託費等の充実や地方公共団体職員、事業者団体等に対する研修費等の充実といった消費者行政の更なる充実に係る財政需要について普通交付税措置を講ずる

（参考）住民生活に光をそそぐ事業の取組事例

- DV対策、児童虐待防止、自殺予防等の弱者対策・自立支援
 - ・ 児童福祉司の充実
 - ・ 保健師、婦人相談所職員等の充実
- 知の蓄積等による地域づくり
 - ・ 図書館職員の充実
- 消費者行政の充実

※上記のほか、社会的弱者等の自立支援、知の蓄積・連携による地域づくりについて特別交付税措置

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成24年度	平成23年度
歳	入 合 計 ①	818,647	825,054
地	方 税 ②	336,569	334,037
地	方 譲 与 税 ③	22,615	21,749
地	方 特 例 交 付 金 ④	1,275	3,877
地	方 交 付 税 ⑤	174,545	173,734
地	方 債 ⑥	111,654	114,772
	うち臨時財政対策債 ⑦	61,333	61,593
緊	急 防 災 ・ 減 災 事 業 分 ⑧	▲ 96	—
一	般 財 源 充 当 分		
主 な 地 方 財 政 関 係 指 標	一般財源総額 ②+③+④+⑤+⑦+⑧	596,241	594,990
	一般財源比率 $\frac{②+③+④+⑤+⑧}{①}$	65.3%	64.6%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	13.6%	13.9%

（参考）

- 地方の借入金残高 200.5兆円（平成24年度末見込み）
（東日本大震災分を含む） ※ 200.4兆円（平成23年度末見込み）
- 交付税特別会計借入金残高 33.4兆円（平成24年度末）
※ 33.5兆円（平成23年度末）

1. 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

(単位: 億円、%)

区 分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地 方 譲 与 税	22,615	21,749	866	4.0
	地 方 特 例 交 付 金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地 方 交 付 税	174,545	173,734	811	0.5
	国 庫 支 出 金	117,604	121,745	△ 4,141	△ 3.4
	地 方 債	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	うち 臨時 財政 対策 債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	うち 財 源 対 策 債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使 用 料 及 び 手 数 料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑 収 入	40,444	40,861	△ 417	△ 1.0
	緊急防災・減災事業一般財源充当分	△ 96	-	△ 96	-
	計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8
	一 般 財 源 (水準超経費を除く)	596,241 589,741	594,990 587,790	1,251 1,951	0.2 0.3
歳 出	給 与 関 係 経 費	209,760	212,694	△ 2,934	△ 1.4
	退 職 手 当 以 外	188,247	190,961	△ 2,714	△ 1.4
	退 職 手 当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一 般 行 政 経 費	311,406	308,226	3,180	1.0
	補 助	158,820	157,481	1,339	0.9
	単 独 ※1	138,095	138,601	△ 506	△ 0.4
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※2	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公 債 費	130,790	132,423	△ 1,633	△ 1.2
	維 持 補 修 費	9,667	9,612	55	0.6
	投 資 的 経 費	108,984	113,032	△ 4,048	△ 3.6
	直 轄 ・ 補 助	57,354	59,474	△ 2,120	△ 3.6
	単 独	51,630	53,558	△ 1,928	△ 3.6
	公 営 企 業 繰 出 金	26,590	26,867	△ 277	△ 1.0
	企業債償還費普通会計負担分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7
	そ の 他	9,766	9,749	17	0.2
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7	
計	818,647	825,054	△ 6,407	△ 0.8	
(水準超経費を除く)	812,147	817,854	△ 5,707	△ 0.7	
地 方 一 般 歳 出	664,533	668,313	△ 3,780	△ 0.6	

※1 地方税等の減収分(震災関連)見合い歳出分1,271億円を控除した額である。

※2 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

2. 地方財政計画歳入歳出一覧(東日本大震災分)

(1) 復旧・復興事業

(単位：億円、%)

区 分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	震災復興特別交付税	6,855	-	6,855	皆増
	国庫支出金	10,772	-	10,772	皆増
	地方債	127	-	127	皆増
	雑収入	34	-	34	皆増
	計	17,788	-	17,788	皆増
歳 出	給与関係経費	145	-	145	皆増
	一般行政経費	9,496	-	9,496	皆増
	補助	6,805	-	6,805	皆増
	単独	2,691	-	2,691	皆増
	公債費	33	-	33	皆増
	投資的経費	8,091	-	8,091	皆増
	直轄・補助	7,391	-	7,391	皆増
	単独	700	-	700	皆増
	公営企業繰出金	23	-	23	皆増
	計	17,788	-	17,788	皆増

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円、%)

区 分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	一般財源充当分	96	-	96	皆増
	国庫支出金	2,059	-	2,059	皆増
	地方債	4,173	-	4,173	皆増
	雑収入	1	-	1	皆増
	計	6,329	-	6,329	皆増
歳 出	一般行政経費	120	-	120	皆増
	補助	70	-	70	皆増
	単独	50	-	50	皆増
	公債費	30	-	30	皆増
	投資的経費	5,743	-	5,743	皆増
	直轄・補助	4,393	-	4,393	皆増
	単独	1,350	-	1,350	皆増
	公営企業繰出金	436	-	436	皆増
計	6,329	-	6,329	皆増	

(参考)

通常収支分と東日本大震災分の合計

(単位：億円、%)

区 分		平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増 減 額 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)
歳 入	地 方 税	336,569	334,037	2,532	0.8
	地 方 譲 与 税	22,615	21,749	866	4.0
	地 方 特 例 交 付 金	1,275	3,877	△ 2,602	△ 67.1
	地 方 交 付 税	181,400	173,734	7,666	4.4
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	174,545	173,734	811	0.5
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	6,855	-	6,855	-
	国 庫 支 出 金	130,435	121,745	8,690	7.1
	地 方 債	115,954	114,772	1,182	1.0
	う ち 臨 時 財 政 対 策 債	61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
	う ち 財 源 対 策 債	8,200	9,400	△ 1,200	△ 12.8
	使 用 料 及 び 手 数 料	14,037	14,279	△ 242	△ 1.7
	雑 収 入	40,479	40,861	△ 382	△ 0.9
	計	842,764	825,054	17,710	2.1
一 般 財 源	603,192	594,990	8,202	1.4	
歳 出	給 与 関 係 経 費	209,905	212,694	△ 2,789	△ 1.3
	退 職 手 当 以 外	188,392	190,961	△ 2,569	△ 1.3
	退 職 手 当	21,513	21,733	△ 220	△ 1.0
	一 般 行 政 経 費	321,022	308,226	12,796	4.2
	補 助	165,695	157,481	8,214	5.2
	単 独	140,836	138,601	2,235	1.6
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,491	12,144	2,347	19.3
	地域経済基盤強化・雇用等対策費 ※	14,950	15,000	△ 50	△ 0.3
	公 債 費	130,853	132,423	△ 1,570	△ 1.2
	維 持 補 修 費	9,667	9,612	55	0.6
	投 資 的 経 費	122,818	113,032	9,786	8.7
	直 轄 ・ 補 助	69,138	59,474	9,664	16.2
	単 独	53,680	53,558	122	0.2
	公 営 企 業 繰 出 金	27,049	26,867	182	0.7
企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	16,824	17,118	△ 294	△ 1.7	
そ の 他	10,225	9,749	476	4.9	
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	6,500	7,200	△ 700	△ 9.7	
計	842,764	825,054	17,710	2.1	
地 方 一 般 歳 出	688,587	668,313	20,274	3.0	

※ 地域経済基盤強化・雇用等対策費の平成23年度の額は、平成23年度地方財政計画の歳出に計上された「地方再生対策費」(3,000億円)及び「地域活性化・雇用等対策費」(1兆2,000億円)の合算額である。

<資料2>

平成24年度地方債計画
(通常収支対応分)

(単位: 億円、%)

項 目	平成24年度 計画額(A)	平成23年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	19,980	△ 1,350	△ 6.8
2 公営住宅建設事業	1,174	1,218	△ 44	△ 3.6
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 緊急防災・減災事業	-	-	-	-
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△ 156	△ 3.9
(1) 学校教育施設等	1,308	1,385	△ 77	△ 5.6
(2) 社会福祉施設	201	215	△ 14	△ 6.5
(3) 一般廃棄物処理	964	1,000	△ 36	△ 3.6
(4) 一般補助施設等	748	777	△ 29	△ 3.7
(5) 施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6 一般単独事業	15,447	16,300	△ 853	△ 5.2
(1) 一般	4,390	4,539	△ 149	△ 3.3
(2) 地域活性化	471	500	△ 29	△ 5.8
(3) 防災対策	951	987	△ 36	△ 3.6
(4) 地方道路等	2,385	2,474	△ 89	△ 3.6
(5) 旧合併特例	7,250	7,800	△ 550	△ 7.1
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1) 辺地対策	397	412	△ 15	△ 3.6
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8 公共用地先行取得等事業	472	490	△ 18	△ 3.7
9 行政改革推進	2,400	2,800	△ 400	△ 14.3
10 調	100	100	0	0.0
計	45,631	48,267	△ 2,636	△ 5.5
二 公営企業債				
1 水道事業	3,636	3,674	△ 38	△ 1.0
2 工業用水道事業	276	221	55	24.9
3 交通事業	2,356	2,357	△ 1	△ 0.0
4 電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5 港湾整備事業	618	561	57	10.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,374	2,844	530	18.6
7 市場事業・と畜場事業	759	224	535	238.8
8 地域開発事業	1,304	1,567	△ 263	△ 16.8
9 下水道事業	11,908	11,659	249	2.1
10 観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,432	23,280	1,152	4.9
合 計	70,063	71,547	△ 1,484	△ 2.1

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四被災施設借換債		-	-	-	-
五臨時財政対策債		61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
六退職手当債		3,700	3,900	△ 200	△ 5.1
七国の予算等貸付金債		(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
総 計		(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
		135,396	137,340	△ 1,944	△ 1.4
内 訳	普通会計分	111,654	114,772	△ 3,118	△ 2.7
	公営企業会計等分	23,742	22,568	1,174	5.2
資金区分					
公 的 資 金		55,705	56,240	△ 535	△ 1.0
財 政 融 資 資 金		36,188	37,310	△ 1,122	△ 3.0
地方公共団体金融機構資金		19,517	18,930	587	3.1
(国の予算等貸付金)		(1,195)	(1,165)	(30)	(2.6)
民 間 等 資 金		79,691	81,100	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀 行 等 引 受		35,291	39,100	△ 3,809	△ 9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成24年度地方債計画
(東日本大震災に関連する事業分)

(1) 東日本大震災復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	123
	災害復旧事業	38
	一般単独事業	4
公営企業債		
	水道事業	10
	病院事業・介護サービス事業	21
	市場事業・と畜場事業	1
	下水道事業	12
被災施設借換債		150
国の予算等貸付金債		(8)
総 計		(8) 359
内 訳	普 通 会 計 分	127
	公 営 企 業 会 計 等 分	232
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	129
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	230
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(8)

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(2) 緊急防災・減災事業

(単位：億円)

項 目		平成24年度 計 画 額
一般会計債		
	公営住宅建設事業	178
	緊急防災・減災事業	3,995
公営企業債		
	水道事業	216
	工業用水道事業	1
	下水道事業	156
総 計		4,546
内 訳	普 通 会 計 分	4,173
	公 営 企 業 会 計 等 分	373
資 金 区 分	公 的 資 金	
	財 政 融 資 資 金	2,553
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	1,993

(参考)

平成24年度地方債計画
(通常収支対応分と東日本大震災に関連する事業分の合計)

(単位：億円、%)

項 目	平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,630	19,980	△ 1,350	△ 6.8
2 公営住宅建設事業	1,475	1,218	257	21.1
3 災害復旧事業	328	290	38	13.1
4 緊急防災・減災事業	3,995	-	3,995	皆増
5 教育・福祉施設等整備事業	3,821	3,977	△ 156	△ 3.9
(1) 学校教育施設等	1,308	1,385	△ 77	△ 5.6
(2) 社会福祉施設	201	215	△ 14	△ 6.5
(3) 一般廃棄物処理	964	1,000	△ 36	△ 3.6
(4) 一般補助施設等	748	777	△ 29	△ 3.7
(5) 施設(一般財源化分)	600	600	0	0.0
6 一般単独事業	15,451	16,300	△ 849	△ 5.2
(1) 一般	4,394	4,539	△ 145	△ 3.2
(2) 地域活性化	471	500	△ 29	△ 5.8
(3) 防災対策	951	987	△ 36	△ 3.6
(4) 地方道路等	2,385	2,474	△ 89	△ 3.6
(5) 旧合併特例	7,250	7,800	△ 550	△ 7.1
7 辺地及び過疎対策事業	3,297	3,112	185	5.9
(1) 辺地対策	397	412	△ 15	△ 3.6
(2) 過疎対策	2,900	2,700	200	7.4
8 公共用地先行取得等事業	472	490	△ 18	△ 3.7
9 行政改革推進	2,400	2,800	△ 400	△ 14.3
10 調 整	100	100	0	0.0
計	49,969	48,267	1,702	3.5
二 公営企業債				
1 水道事業	3,862	3,674	188	5.1
2 工業用水道事業	277	221	56	25.3
3 交通事業	2,356	2,357	△ 1	△ 0.0
4 電気事業・ガス事業	70	65	5	7.7
5 港湾整備事業	618	561	57	10.2
6 病院事業・介護サービス事業	3,395	2,844	551	19.4
7 市場事業・と畜場事業	760	224	536	239.3
8 地域開発事業	1,304	1,567	△ 263	△ 16.8
9 下水道事業	12,076	11,659	417	3.6
10 観光その他事業	131	108	23	21.3
計	24,849	23,280	1,569	6.7
合 計	74,818	71,547	3,271	4.6

(単位：億円、%)

項 目		平成24年度 計画額 (A)	平成23年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
三公営企業借換債		300	300	0	0.0
四被災施設借換債		150	-	150	皆増
五臨時財政対策債		61,333	61,593	△ 260	△ 0.4
六退職手当債		3,700	3,900	△ 200	△ 5.1
七国の予算等貸付金債		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
総 計		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
		140,301	137,340	2,961	2.2
内 訳	普通会計分	115,954	114,772	1,182	1.0
	公営企業会計等分	24,347	22,568	1,779	7.9
資金区分					
公 的 資 金		60,610	56,240	4,370	7.8
財 政 融 資 資 金		38,870	37,310	1,560	4.2
地方公共団体金融機構資金		21,740	18,930	2,810	14.8
(国の予算等貸付金)		(1,203)	(1,165)	(38)	(3.3)
民 間 等 資 金		79,691	81,100	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募		44,400	42,000	2,400	5.7
銀 行 等 引 受		35,291	39,100	△ 3,809	△ 9.7

その他同意等の見込まれる項目

- 1 旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金の補償金免除繰上償還の財源として発行する借換債
- 2 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 3 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(参 考)

平成24年度地方債計画について

平成24年度地方債計画については、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域主権改革を推進し、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が地域の活性化への取り組みを着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支対応分、東日本大震災に関連する事業分のそれぞれについて策定している。

なお、平成24年度から、民間資金債に係る地方債届出制度を導入することとしている。

1 通常収支対応分

(1) 概況

総額は1兆3,396億円となり、前年度に比べて1,944億円、1.4%の減となっている。

このうち、普通会計分は1兆1,654億円で、前年度に比べて3,118億円、2.7%の減、公営企業会計等分は2兆3,742億円で、前年度に比べて1,174億円、5.2%の増となっている。

(2) 臨時財政対策債の発行

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として臨時財政対策債6兆1,333億円を計上している。

(3) 地方公営企業による生活関連社会資本の整備の推進

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を計上している。

(4) 財政融資資金の償還期間及び据置期間の延長

① 辺地対策事業（下水処理施設）について、10年以内（うち据置2年以内）を30年以内（うち据置5年以内）に延長することとしている。

② 過疎対策事業（下水処理施設）について、12年以内（うち据置3年以内）を30年以内（うち据置5年以内）に延長することとしている。

※ ①及び②は10年利率見直し方式による貸付について適用される。

(5) 公債費負担対策

高金利の地方債の公債費負担を軽減するため、平成24年度までの3年間で、1.1兆円程度の年利5%以上の公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び旧公営企業金融公庫資金）の補償金免除線上償還を行うこととし、必要に応じ借換債を発行できることとしている。

(6) 公営企業借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金に係る公営企業借換債については、300億円を計上している。

(7) 地方債資金の確保

公的資金については、前年度と同じ割合の公的資金を確保するとともに、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募団体の拡大や共同発行市場公募地方債及び住民参加型市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしている。

2 東日本大震災に関連する事業分

(1) 概況

東日本大震災復旧・復興事業として総額359億円、緊急防災・減災事業として総額4,546億円を計上している。

(2) 緊急防災・減災事業等の推進

東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等の事業を推進するため、緊急防災・減災事業として3,995億円を計上している。

また、旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できることとしている。

(3) 地方債資金の確保

東日本大震災に関連する事業については、その所要額について全額を公的資金で確保することとしている。

(参考1) 通常分・特別分の状況

(単位：億円、%)

区分	平成24年度 (A)	平成23年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
普通会計分	115,954	114,772	1,182	1.0
通常分	42,621	39,779	2,842	7.1
特別分	73,333	74,993	△1,660	△2.2
臨時財政対策債	61,333	61,593	△260	△0.4
財源対策債	8,200	9,400	△1,200	△12.8
退職手当債	3,700	3,900	△200	△5.1
調整	100	100	0	0.0
公営企業会計等分	24,347	22,568	1,779	7.9
総計	140,301	137,340	2,961	2.2
通常分	66,968	62,347	4,621	7.4
特別分	73,333	74,993	△1,660	△2.2

(注) 公営企業会計等分はすべて通常分である。

(参考2) 地方債資金の構成内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成24年度計画		平成23年度計画		差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) ×100
	(A)	構成比	(B)	構成比		
公 的 資 金	60,610	43.2	56,240	40.9	4,370	7.8
財 政 融 資 資 金	38,870	27.7	37,310	27.2	1,560	4.2
地方公共団体金融機構資金	21,740	15.5	18,930	13.8	2,810	14.8
(国の予算等貸付金)	(1,203)	-	(1,165)	-	(38)	(3.3)
民 間 等 資 金	79,691	56.8	81,100	59.1	△ 1,409	△ 1.7
市 場 公 募	44,400	31.6	42,000	30.6	2,400	5.7
銀 行 等 引 受	35,291	25.2	39,100	28.5	△ 3,809	△ 9.7
合 計	140,301	100.0	137,340	100.0	2,961	2.2

(注) 1 市場公募地方債については、借換債を含め7兆5,000億円(前年度比3,000億円、4.2%増)を予定している。

2 国の予算等貸付金の()書は、地方道路整備臨時貸付金、災害援護資金など国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって合計には含めていない。

平成 24 年度市場公募地方債について

地域主権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、市場における地方債資金の調達をより一層充実する。

1. 地方債計画計上額

市場公募地方債 4兆 4,400億円
 (地方債計画総額に占める構成比 H^㉓ 30.6% → H^㉔ 31.6%)

- (1) 全国型市場公募地方債 4兆 1,900億円 (前年度 3兆 9,500億円)
- (2) 住民参加型市場公募地方債 2,500億円 (前年度 2,500億円)

2. 全国型市場公募地方債発行団体の拡大

新たに熊本市が100億円の発行を予定 (全体 52 団体 : 32 都道府県、20 指定都市)

〈参考 1〉平成 24 年度市場公募地方債発行予定額 (借換分を含む)

合計 7.5兆円程度 (㉓ 7.2兆円程度)

— 全国型市場公募地方債 7.2兆円程度 (㉓ 6.9兆円程度)	
— 10年債 4.8兆円程度 (㉓ 4.6兆円程度)	— 共同発行分 1.5兆円程度 (㉓ 1.5兆円程度)
	— 個別発行分 3.3兆円程度 (㉓ 3.1兆円程度)
— 3年債、5年債及び7年債 1.6兆円程度 (㉓ 1.5兆円程度)	
— 超長期債 (20年債及び30年債) 0.8兆円程度 (㉓ 0.8兆円程度)	
— 住民参加型市場公募地方債 0.3兆円程度 (㉓ 0.3兆円程度)	

(注 1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注 2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注 3) 平成 23 年度の数値は平成 23 年度計画ベースの数値。

〈参考 2〉市場公募地方債の地方債計画 (当初) 計上額推移

(単位 : 兆円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
市場公募地方債	3.2	3.3	3.5	3.4	3.4	3.7	4.3	4.2	4.4
地方債計画総額に占める構成比	18.1%	21.2%	25.1%	27.2%	27.2%	25.9%	27.0%	30.6%	31.6%

<資料3>

平成24年度地方税及び地方譲与税収入見込額（未定稿）

1 地方税
(1) 総括表

（単位：億円）

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 24 年 度				改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
				税制改正による増減(△)収見込額		計					
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	(D)+(E) (F)					
1. 道府県税	134.952	3.036	137.988	484	7	491	138.479	3.527	102.6	41.1	
2. 市町村税	199.085	△ 1.257	197.828	258	4	262	198.090	△ 995	99.5	58.9	
3. 計	334.037	1.779	335.816	742	11	753	336.569	2.532	100.8	100.0	

地方法人特別譲与税	15.641	919	16.560	△ 1	5	4	16.564	923	105.9	4.7
再 計	349.678	2.698	352.376	741	16	757	353.133	3.455	101.0	100.0

（参考） 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金
及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位：億円）

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 24 年 度				改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)	(G)の 構成 割合 (%)
				税制改正による増減(△)収見込額		計					
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	(D)+(E) (F)					
1. 道府県税	118.157	2.904	121.061	134	7	141	121.202	3.045	102.6	36.0	
2. 市町村税	215.880	△ 1.125	214.755	608	4	612	215.367	△ 513	99.8	64.0	
3. 計	334.037	1.779	335.816	742	11	753	336.569	2.532	100.8	100.0	

地方法人特別譲与税	15.641	919	16.560	△ 1	5	4	16.564	923	105.9	4.7
再 計	349.678	2.698	352.376	741	16	757	353.133	3.455	101.0	100.0

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成23年度 当初見込額 に対する現行 法による増減(△) 収見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	平 成 2 4 年 度			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G)/(A) ×100 (%)
				税制改正による増減(△) 収見込額 地方税制の 改正による もの (D)	増減(△) 収見込額 国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	53,004	1,514	54,518		2	2	54,520	1,516	102.9
個人均等割	596	△ 2	594				594	△ 2	99.7
所得割	43,985	1,120	45,105		1	1	45,106	1,121	102.5
法人均等割	1,398	△ 38	1,360				1,360	△ 38	97.3
法人税割	4,839	575	5,414		1	1	5,415	576	111.9
利子割	1,432	△ 186	1,246				1,246	△ 186	87.0
配当割	544	58	602				602	58	110.7
株式等譲渡所得割	210	△ 13	197				197	△ 13	93.8
2. 事業税	23,356	1,172	24,528	△ 6	5	△ 1	24,527	1,171	105.0
個人	1,886	△ 257	1,629				1,629	△ 257	86.4
法人	21,470	1,429	22,899	△ 6	5	△ 1	22,898	1,428	106.7
3. 地方消費税	25,691	775	26,466				26,466	775	103.0
譲渡割	19,523	△ 167	19,356				19,356	△ 167	99.1
貨物割	6,168	942	7,110				7,110	942	115.3
4. 不動産取得税	3,345	△ 83	3,262	3		3	3,265	△ 80	97.6
5. 道府県たばこ税	2,362	330	2,692				2,692	330	114.0
6. ゴルフ場利用税	533	△ 56	477				477	△ 56	89.5
7. 自動車取得税	1,920	△ 338	1,582	486		486	2,068	148	107.7
8. 軽油引取税	8,742	159	8,901	1		1	8,902	160	101.8
9. 自動車税	15,947	△ 270	15,677				15,677	△ 270	98.3
10. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
11. 固定資産税(特例分等)	30	△ 10	20				20	△ 10	66.7
普通税計	134,934	3,193	138,127	484	7	491	138,618	3,684	102.7
(II) 目的税									
1. 狩猟税	18	△ 1	17				17	△ 1	94.4
目的税計	18	△ 1	17				17	△ 1	94.4
(III) 道府県税小計	134,952		138,144	484	7	491	138,635	3,683	102.7
(IV) 東日本大震災による減免等	—	△ 156	△ 156				△ 156	—	—
(V) 道府県税計	134,952	3,036	137,988	484	7	491	138,479	3,527	102.6

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	△ 1	5	4	16,564	923	105.9
再計	150,593	3,955	154,548	483	12	495	155,043	4,450	103.0

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平 成 24 年 度						平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) / (A) × 100 (%)
		平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額	地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)		
B 市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	84,258	3,040	87,298		4	4	87,302	3,044	103.6
個人均等割	1,788	△ 7	1,781				1,781	△ 7	99.6
所得割	66,023	1,636	67,659		2	2	67,661	1,638	102.5
法人均等割	4,052	△ 50	4,002				4,002	△ 50	98.8
法人税割	12,395	1,461	13,856		2	2	13,858	1,463	111.8
2. 固定資産税	89,753	△ 4,396	85,357	197		197	85,554	△ 4,199	95.3
土地	34,230	△ 750	33,480	197		197	33,677	△ 553	98.4
家屋	38,658	△ 3,380	35,278				35,278	△ 3,380	91.3
償却資産	15,904	△ 224	15,680				15,680	△ 224	98.6
純固定資産税小計	88,792	△ 4,354	84,438	197		197	84,635	△ 4,157	95.3
交付金	961	△ 42	919				919	△ 42	95.6
3. 軽自動車税	1,808	2	1,810				1,810	2	100.1
4. 市町村たばこ税	7,252	1,015	8,267				8,267	1,015	114.0
5. 鉱産税	23	△ 5	18				18	△ 5	78.3
6. 特別土地保有税	19	1	20				20	1	105.3
普通税計	183,113	△ 343	182,770	197	4	201	182,971	△ 142	99.9
(II) 目的税									
1. 入湯税	228	△ 20	208				208	△ 20	91.2
2. 事業所税	3,377	102	3,479				3,479	102	103.0
3. 都市計画税	12,367	△ 577	11,790	61		61	11,851	△ 516	95.8
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	15,972	△ 495	15,477	61		61	15,538	△ 434	97.3
(III) 市町村税小計	199,085	△ 838	198,247	258	4	262	198,509	△ 576	99.7
(IV) 東日本大震災による減免等	—	△ 419	△ 419				△ 419	—	—
(V) 市町村税計	199,085	△ 1,257	197,828	258	4	262	198,090	△ 995	99.5

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成23年度 当初見込額 (A)	平成23年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	平 成 24 年 度				(E)/(A) ×100 (%)
			現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正によ る増減(△)収 見込額 (D)	改正法による 収入見込額 (C)+(D) (E)	平成23年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,778	25	2,803		2,803	25	100.9
2. 石油ガス譲与税	119	△ 6	113		113	△ 6	95.0
3. 自動車重量譲与税	2,968	165	3,133	△ 249	2,884	△ 84	97.2
4. 航空機燃料譲与税	131	△ 4	127		127	△ 4	96.9
5. 特別とん譲与税	112	12	124		124	12	110.7
6. 地方法人特別譲与税	15,641	919	16,560	4	16,564	923	105.9
合 計	21,749	1,111	22,860	△ 245	22,615	866	104.0

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

平成24年度税制改正による事項別増減収見込額

未定稿

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度				
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計		
1 個人住民税 認定省エネ住宅（仮称）に係る住宅ローン減税制度の創設				0 0	△ △	1 1	△ △	1 1
2 法人住民税 地方公共団体情報処理機構（仮称）に係る非課税措置の創設				0 0	△ △	1 1	△ △	1 1
3 法人事業税	△	6	△	△	31	△	△	31
(1) 新関西国際空港株式会社及び指定会社に係る資本割の特例措置の創設	△	10	△	△	10	△	△	10
(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行に伴う措置	△	2	△	△	26	△	△	26
(3) その他		5			5			5
4 不動産取得税		3			3			3
(1) 都市再生緊急整備地域等において取得する一定の新築家屋に係る特別措置の廃止		4			4			4
(2) その他	△	1	△	△	1		△	1
5 自動車取得税		486			369			369
(1) エコカー減税の特例の見直し		490			380			380
参考 ・自動車取得税交付金を加味した増収見込額 ・自動車重量税の見直し（地方譲与分）		(140)		(110)	(270)		(380)	(380)
		(△ 320)		(△ 320)	(△ 380)		(△ 380)	(△ 380)
(2) 低公害車・低燃費車特例の見直し		8			8			8
(3) 先進安全自動車の取得に係る特別措置の創設	△	6	△	△	13	△	△	13
(4) バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る特別措置の創設	△	6	△	△	6	△	△	6
6 軽油引取税 課税免除措置の見直し		1 1			1 1			1 1
7 固定資産税			197				358	358
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等			196				425	425
(2) 原子力発電所の事故に伴う避難等指示区域内の土地及び家屋に係る課税免除等					△	△	55	55
(3) 再生可能エネルギー発電設備に係る特別措置の創設					△	△	3	3
(4) 鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した一定の償却資産等に係る特別措置の創設					△	△	9	9
(5) 新関西国際空港株式会社等の業務用固定資産に係る特別措置の拡充					△	△	11	11
(6) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特別措置の縮減			2				2	2
(7) 指定会社等が新設する特定用途港湾施設に係る特別措置の廃止							3	3
(8) 鉄道・運輸機構がJR貨物に無償で貸し付けている土地に係る非課税措置の廃止							5	5
(9) その他			0				1	1
8 都市計画税			61				131	131
(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し等			61				132	132
(2) その他			0			△	1	1
合計	484	258	742	342	487		829	
国税の税制改正に伴うもの	7	4	11	127	156		283	
個人住民税	1	2	3	101	152		253	
法人住民税	1	2	3	2	4		6	
法人事業税	5		5	24			24	
再計	491	262	753	469	643		1,112	

地方譲与税

地方法人特別譲与税	4		4	3		3
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	495	262	757	472	643	1,115

(注) () 内の数字は、合計に含んでいない。